

議案第17号

大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第4条第1項第3号中「に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう」を「第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。